

一般事業主行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り、仕事と子育ての両立及び働きやすい職場環境の整備を図るため、下記のとおり行動計画を策定する。

1 期間

平成30年4月1日～令和5年3月31日

2 内容

目標1 子育てを行う職員等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備を図る。

<対策>

- 平成30年4月～ 育児休業中の待遇や育児休業復職後の勤務部署・職務内容等の労働条件について職員に周知し、情報を提供する。
- 平成30年4月～ 産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を職員に対して行う。
- 平成30年4月～ 子育てをしながら働くことができる育児のための短時間制度や子の看護休暇制度の職員への周知と活用を図る。

目標2 所定外労働の縮減のための措置を検討する。

<対策>

- 平成30年4月～ 各部署における所定外労働の現状を把握するとともに、所定外労働の原因の分析等を行う。
- 平成31年4月～ 業務内容や手順の見直しによる効率的な業務執行のあり方を検討するとともに、役職員を中心とした職員の意識改革のための研修を行う。
- 平成32年4月～ 週に1日の定時退庁日（ノー残業デイ）を実施する。

目標3 休暇制度の充実を図るとともに、年次有給休暇の取得促進のための措置を検討する。

<対策>

- 平成30年4月～ リフレッシュ休暇や永年勤続休暇制度等を創設、充実するとともに、職員が交代で年次有給休暇を取りやすい職場環境づくりを検討する。
- 平成30年4月～ 各部署ごとに計画的な取得に向けた年次有給休暇取得計画表を策定するとともに、取得状況の取りまとめなどによる取得促進のための取組を行う。